

JR東海労ニュース

レールウェイは
ヒューマンウェイ



たしろかおる

No.1947

2014年7月5日

JR東海労働組合

武力行使の新3要件は歯止めにならない！

集団的自衛権問題 兵力要員不足は徴兵制で解消か？

7月1日の閣議で、憲法9条の下で例外的に許される「必要最低限の武力」が行使できる要件として、①（我が国への武力攻撃のみならず）我が国と密接な関係にある他国への攻撃で国民の生命、自由、及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある、②他に適当な手段がない、③必要最小限度の実力を行使する、という3点を改めて決定し、集団的自衛権行使に道を開きました。一方で安倍首相は「従来の憲法解釈と基本的考え方は変わらない。戦争に巻き込まれる恐れは一層なくなる」とし、武力行使の歯止めになっているという見解を示しています。

ところが政府は、この閣議決定に関連した想定問答集の中で、集団安全保障に関して「国連安保理が武力行使を容認する決議を採択しても『新3要件』を満たせば憲法上許される」との回答を用意していたのです。つまり政府は、新3要件を満たせば日本が多国籍軍に参加し、侵略行為を行った他国に対して武力を行使する可能性も想定しているのです。

「7・1解釈改憲閣議決定」でも「武力の行使は憲法上は、我が国を防衛するためのやむを得ない自衛の措置として初めて許される」（専守防衛）とされています。「多国籍軍に参加し、他国を制裁するために武力を行使すること」は、この閣議決定に矛盾しています。3要件適用可否を判断するのは政府ですから、恣意的判断でいくらでも武力行使はできるということです。日本が戦争に巻き込まれる恐れは一層強まります。

ところで『東京新聞』は「自衛隊がイラクへ派遣された前後の2003～2009年に防衛大学の退校者や早期退職者が急増、安倍政権が集団的自衛権行使に踏み切れば自衛隊から再び人材が流出する」などと報じています。集団的自衛権行使は憲法上認められないとする憲法解釈を堅持していたときに、自衛隊幹部を志した若者でさえ自衛隊の任務に死の危険を感じたのです。だとすれば「7・1解釈改憲閣議決定」で武力行使が現実味を帯びてきた現在、一般的就職先として自衛隊を選択する若者は減るのではないかなれば、「自衛隊員」を確保するためには強制的に集めるしか方法はありません。

日本国憲法前文の「全世界の人々が平和のうちに生存する権利」、第13条に規定される「個人の尊重・幸福追求権」は、解釈改憲により踏みにじられようとしています。

行き着く果ては多国籍軍参加と徴兵制だ！